

◎新潟県告示第239号

港湾法（昭和25年法律第218号）第45条第1項の規定により、日本海曳船株式会社から曳船料率を令和4年4月1日から次のとおり改定する旨の届出があった。

なお、平成26年3月28日新潟県告示第501号は廃止する。

令和4年3月8日

新潟港港湾管理者

直江津港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟港・直江津港等曳船料金表

日本海曳船株式会社

基本料金（1時間30分当たり）

本船重量トン数	基本料金
5,000D/W未満	82,800円
7,000 "	104,300円
10,000 "	127,100円
20,000 "	173,200円
30,000 "	231,700円
40,000 "	295,400円
50,000 "	370,400円
50,000D/W以上	445,400円

付帯条件

- 1 作業1回の基本時間は、1時間30分とする。
- 2 1時間30分を超えた場合は、30分ごとに（30分未満は30分に切り上げる。）基本料金の30パーセント増しとする。
- 3 作業時間は、午前8時から午後5時までとし、時間外作業の割増料金は、午前5時から午前8時もしくは午後5時から午後10時までは基本料金の50パーセント増し、午後10時から午前5時までは100パーセント増しとする。
- 4 日曜日、祝日、特定休日の休日割増料金は、基本料金の50パーセント増しとする。
特定休日とは、海の日（7月の第3月曜日）、年末年始（12月31日～1月3日）をいう。
日曜日と祝日が重なったときは、翌日を休日とする。
- 5 荒天作業の割増料金は、基本料金の50パーセント増しとする。
荒天作業とは、風速10メートル以上（气象台表示風速の3割増を海上風速とする。）の天候における作業をいう。
- 6 冬期割増料金は、基本料金の30パーセント増しとする。（冬期割増期間を12月1日から翌年3月31日までとする。この期間は、荒天作業割増料金を付加しない。）
- 7 被覆外作業の割増料金は、港湾区域内においては基本料金（加算のある場合はこれを含む。）の20パーセント増しとし、港湾区域外においては基本料金（加算のある場合はこれを含む。）の50パーセント増しとする。
- 8 前記2項から7項までの割増料金が重複する場合は基本料金にそれぞれの割増率を乗じて割増料金を算出し、それらの金額を合算する。
- 9 取消料は、曳船出動準備後申込みを取消した場合に発生するものとし、それぞれの基本料金の30パーセント相当額とする。
- 10 時間外における待機料は、1時間につき、15,400円を付加する。
- 11 直江津港において曳船の作業要請を受けた場合は、新潟港からの回航料として251,900円のほかに回航船舶保険料の実費を付加する。

その他の港

新潟港から姫川港	337,200円
新潟港から柏崎港	195,800円
直江津港から柏崎港	109,500円
直江津港から姫川港	85,300円

- 12 基地港から回航後、曳船とめおき待機要請があった場合は、要請のあった日時から解除の日時まで1時間につき（1時間未満は、1時間に切り上げる。）9,900円を付加する。
- 13 本表に定めていない料金（海難救助作業、警戒船作業、デッドシップ曳船作業、危険作業等の特別料金等を含む。）は、予め船会社又は代理店と協定する。

消費税

本表の料金は、税抜き価格表示となっており内航船及び課税対象作業においては別途消費税相当額を加算する。

その他

曳船が基地から作業場所までの往復に要する時間及び本船側の都合による待機時間は、作業時間に算入する。

(注)「新潟港・直江津港等」とは、新潟港・直江津港・姫川港・柏崎港等をいう。